

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

指定自動車教習所職員講習業務委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 30 日まで

(4) 履行場所

鳥取県内の受託者の指定する場所

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を加算した金額とし、1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。併せて内訳に消費税及び地方消費税の額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

(5) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 2 第 3 項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 38 条の 3 の規定により、指定自動車教習所職員講習（法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する講習をいう。以下同じ。）の実施を委託することができるものとして必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると鳥取県公安委員会が認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

ア 2 の (1) から (4) までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271 番地

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110（代）

イ 2 の (5) に掲げるものに係るもの

〒680-0841 鳥取市吉方温泉二丁目 501 番地 1

鳥取県警察本部交通部運転免許課教習所係

電話 0857-36-1133

(2) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で令和7年3月28日(金)から令和7年4月2日(水)までの日の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年5月14日(水)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、令和7年5月13日(火)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の(1)から(4)までの入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に令和7年4月15日(火)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に令和7年4月15日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(1)及び(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、過去2年間に国、地方公共団体その他の法人と本件公告と同種で同程度の規模以上であると認められる契約を履行した実績を有することが確認できた場合は、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。